

# 3つの創る

重点施策

1

## 地域を創る

### (1) 新たな地域づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
協創によるまちづくり提案事業		協創の考え方を共有した市民活動団体等から、地域課題解決などに資する公益的事業について提案を受け、優れた提案に対し、その実施経費をふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより支援する。団体等と適切で良好なパートナーシップを築き、地域課題や社会課題の解決に向けた新たな取組を実施することで、協創によるまちづくりを推進していく。また、政策提案機会の拡大を通じて、シビックプライドの情勢を図りつつ、市民活動団体等の活動の活性化を支援し、まちづくりの担い手の育成をはかる。 また、事業の決定方法については、市職員で構成する審査会において提案された事業を審査し、支援する事業を決定する。	R5～ R10以降	5,050	シティセールス課
地域おこし協力隊募集・受入事業		「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱する制度。隊員は、一定期間以上地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。隊員の受入れ地域について、令和4年度までは中山間地域(旧山陽町域)に限定していたが、令和5年度から市内全域を対象とする。 また、シティセールス課が担当課と共同で隊員募集のPRを行うことで、地域おこし協力隊に興味を持つ方と移住希望者に向けて、一括したPRを実施できるとともに、移住の前後における相談体制を提供することができ、3年後の定住率の向上に寄与すると考える。令和5年度に募集する地域おこし協力隊員の人数は、3人。	R5～ R10以降	9,726	シティセールス課
地域運営組織推進事業	スマイルエイジング	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織(RMO)の形成を推進する。令和5年度は、地域運営組織の形成に向けた取組を行う地区に対して人的支援・財政的支援を行う。 (アドバイザー派遣事業) 地域づくりを専門としたアドバイザーを招聘し、地域運営組織の形成に向けた取組を強化する。 (地域運営組織形成支援補助金) 地域運営組織の形成に向けた検討を始める地区に対して、1地区あたり10万円の補助金を交付する。	R3～ R10以降	4,189	市民活動推進課
集落支援員設置事業		集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。 本市の集落支援員は、現在取組中の地域運営組織の形成に向けて、地域住民と市による地域の現状や地域課題等についての話し合いの場への参加や形成後の事務局機能を担う中核的な役割を担う。 R5年度は、地域運営組織の形成に向けた取組を強化するため、各地域交流センターに1名配置する。(計11名配置予定)	R5～ R10以降	17,602	市民活動推進課
市民活動支援センター推進事業		平成30年4月から現在の市民活動推進課内に市民活動支援センターを設置しており、市民活動に係る相談受付、市民活動団体の登録、市民活動情報の発信等を行うことで、市内の市民活動団体の支援を行っている。今後も情報発信による市民活動の拡大、市民活動団体の運営を担う人材の確保・育成などの市民活動支援センターの機能充実を図る。 なお、LABVプロジェクトにより整備される、複合施設内に市民活動センターを設置することとしている。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	市民活動推進課

## 地域を創る

## (1) 新たな地域づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
社会教育士育成事業	スマイルエ イジング	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を 実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体 のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的 人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取 得に必要な講習や養成課程を受けさせる。  ◆R5年度取得予定人数:1人 (R4年度取得人数:2人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4~ R5	335	市民活動推 進課
本山地域交流センター管 理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理 運営を行う。	R4~ R10以降	9,964	市民活動推 進課
赤崎地域交流センター管 理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理 運営を行う。	R4~ R10以降	10,504	市民活動推 進課
須恵地域交流センター管 理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理 運営を行う。	R4~ R10以降	7,146	市民活動推 進課
小野田地域交流センター 管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取 り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を 設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理 運営を行う。	R4~ R10以降	334	市民活動推 進課
高泊地域交流センター管 理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理 運営を行う。	R4~ R10以降	7,451	市民活動推 進課
高千帆地域交流センター 管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取 り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を 設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理 運営を行う。	R4~ R10以降	9,699	市民活動推 進課

## 地域を創る

## (1) 新たな地域づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
高千帆地域交流センター分館管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管することに合わせて、福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	7,560	市民活動推進課
有帆地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	8,934	市民活動推進課
厚狭地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	443	市民活動推進課
出合地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	6,604	市民活動推進課
厚陽地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	5,836	市民活動推進課
埴生地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	8,814	市民活動推進課
地域交流センター管理運営事業		全地域交流センターを総括した管理運営を行う。各センターが抱える問題や課題、取組等を共有・協議する場であるセンター長会議を開催する。	R4～ R10以降	5,836	市民活動推進課
社会教育主事資格取得事業	スマイルエイジング	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進のため、人材確保に努める。	R2以前～ R10以降	335	社会教育課

## 地域を創る

## (2) 災害に強いまちづくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
防災情報システム関係事業		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、整備が必要である。	R2以前～ R10以降	5,893	総務課
防災ラジオ助成事業		FM山陽小野田と連携し、防災ラジオを要配慮者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。また以前より要望のあった多局放送に対応した防災ラジオの有償配布を令和4年度より行っている。	R2以前～ R10以降	1,155	総務課
防災情報システム関係事業(Jアラート関係)		市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種別、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時には、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせる。」及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強靱化すること。」が重要となる。このようなことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備を整備するもの	R4～ R10以降	241,609	総務課
防災気象情報システム導入・運用事業	デジタル化	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システム導入したが、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内で頻繁に洪水被害の発生する河川にも追加で河川監視カメラ及び簡易水位計を設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な河川の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、河川の増水状況の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。	R3～ R10以降	3,500	総務課
防災情報システム関係事業(MCA無線関係)		市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種別、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時には、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせる。」及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強靱化すること。」が重要となる。このようなことから、災害用デジタル無線機の更新、更には衛星携帯電話を整備するもの	R4～ R10以降	14,070	総務課
自主防災組織等育成事業		自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。	R2以前～ R10以降	1,140	総務課
地域防災訓練事業		市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	R2以前～ R10以降	1,100	総務課
防災土育成事業		自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災土育成を支援する。	R2以前～ R10以降	130	総務課

## 地域を創る

## (2) 災害に強いまちづくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
防災標語コンクール実施 事業		近年、自然災害が全国各地で多発し、局地化、激甚化が著しい中で被害が拡大する傾向にあり今後もこうした自然の脅威による災害は避けることはできないと思われる。災害を未然に防ぎ、「一人ひとりが生命を守る」ために、自助、共助につながる取組として、未来を担う子ども達に標語を募集することで、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた確かな判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるようにすることで災害からの「逃げ遅れがゼロ」を目指す。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	総務課
刈屋漁港海岸保全施設整備 事業		刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され、梅雨時期、台風襲来時などに3台のポンプが稼働しているが、築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため令和2年度に策定した施設機能保全計画詳細設計に基づき施設の整備更新を行う。	R2以前～ R10以降	91,000	農林水産課
危険ため池改修事業		市内には、危険ため池に指定されたため池が3箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、十分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、順次、改修していく。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	農林水産課
防災重点ため池等廃止事 業		防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されていないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が94箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。	R2以前～ R10以降	25,500	農林水産課
河川整備事業		境川は、上流の埴生山溜池にその源を發し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路約1.0kmの普通河川である。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中している。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用状況が変化している。 当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有する。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれている。 このような状況から、必要とされる護岸を整備し治水安全度の向上を図る。	R5～ R10以降	17,000	土木課
高千帆地区浸水対策事業		高千帆地区の内水は、潮位により自然排水が不可能な時は横土手と下木屋のポンプ場で排水しているが能力的には限界がある。近年農地の都市化が進み、保水能力が低下し、豪雨時の浸水被害が懸念される。そこで有効な浸水対策を立案し、それを事業化する。	R2以前～ R10以降	62,000	下水道課

## ひとを創る

## (1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小野田地区公立保育所整備事業		公立保育所の老朽化や児童数の不均衡を改善するため、公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の120名と同じ規模で、購入した既存園舎北側土地に建て替える。	R2～ R9以降	47,809	子育て支援課
一時預かり事業		私立保育所(5園:須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3園:日の出・ねたろう・厚陽)でも直営で実施している。	R1以前～ R9以降	1,404	子育て支援課
一時預かり事業(幼稚園型)		子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。	R1以前～ R9以降	2,961	子育て支援課
延長保育事業		各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)・短時間延長 全園	R1以前～ R9以降	12,391	子育て支援課
障がい児保育事業		障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付している。私立保育所への補助金額は、重度障害児月額74,140円、軽度障害児月額29,730円と設定しているが、この額は、重度障害児は平成16年度から、軽度障害児は平成23年度から変わりが無い。 各私立保育園で障がい児の受入れを行い、職員の加配を行っているが、加配に見合うだけの補助単価とは言い難いため補助金額の改定を行い、重度障害児月額78,800円、軽度障害児月額39,400円とする。	R1以前～ R9以降	14,184	子育て支援課
放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)		市内11小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休暇期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。	R1以前～ R9以降	4,827	子育て支援課
児童クラブ施設整備等事業		児童クラブの需要の増加や施設の老朽化に対応するため、児童クラブの運営に必要な備品の整備や施設改修を行う。令和5年度は、老朽化により風力が低下している本山児童クラブのエアコンと、耐用年数を超過している須恵児童クラブと高泊児童クラブのエアコンを更新する。また、床材が劣化し表面がはがれている須恵児童クラブの床にCFシートを張る。	R1以前～ R9以降	6,596	子育て支援課
病児保育事業		病気中や病気回復のために集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	23,986	子育て支援課
子育て短期支援事業		児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	R1以前～ R9以降	248	子育て支援課

## ひとを創る

## (1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
養育支援訪問事業		乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する(訪問は保健師が実施。)	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	子育て支援課
地域子育て支援センター事業	スマイルエイジング	市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R1以前～ R9以降	25,194	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	スマイルエイジング	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R1以前～ R9以降	20	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	スマイルエイジング	子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談助言、情報交換や交流を行い、妊娠前から寄り添った継続的な支援を各事業と連携して行うことで、子どもの健全な成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	R1以前～ R9以降	7,096	子育て支援課
地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業	スマイルエイジング	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	805	子育て支援課
ベビースマイル事業	スマイルエイジング	子育て総合支援センタースマイルキッズで、子育て中の市民と一緒に子育て世代の親子が参加できるイベントの企画運営を行うとともに、子育て世代のサークル活動やイベント企画実施等を支援することにより、子育て世代の交流の促進、趣味・特技がいかせる場を提供する。	R1以前～ R9以降	300	子育て支援課
乳幼児・ひとり親家庭医療費助成事業		乳幼児医療費助成:小学校就学前の乳幼児の医療費(保険適用)自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成:18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。	R1以前～ R9以降	113,382	子育て支援課
乳幼児医療費助成事業		県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。	R1以前～ R9以降	31,000	子育て支援課
子ども医療費助成事業		子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。ただし、令和5年7月診療分までは所得制限(父母の市民税所得割額の合計が136,700円以下)あり。	R1以前～ R9以降	71,000	子育て支援課
養育医療給付事業		身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。	R1以前～ R9以降	7,020	子育て支援課

## ひとを創る

## (1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子ども医療費助成拡充事業		子育て世代の経済的負担軽減を目的として、平成28年8月から対象年齢を拡充し、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分のうち1割分を助成し、令和2年8月から助成割合を2割に拡充、令和3年8月から助成割合を3割(全額)に拡充した。ただし、子どもの父母の市町村民税所得割の額が136,700円を超える世帯は対象外であったため、令和5年8月診療分から所得制限を撤廃し、小学校1年生から中学校3年生までの児童全員を対象とする。	R5～ R9以降	30,554	子育て支援課
子育て応援ギフト事業		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う事業のうち、出生届を提出した子育て世帯に子育て応援ギフトを支給する。	R4～ R10以降	17,556	子育て支援課
入学祝金給付事業		次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、小学校入学を迎える子どもの保護者に対して祝金を給付する。また、令和5年度から対象を拡大し、中学校入学を迎える子どもの保護者に対しても祝金を給付する。	R4～ R9以降	51,270	子育て支援課
伴走型相談支援事業	スマイルエイジング	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう経済的支援と一体化し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実する。	R4～ R10以降	2,974	健康増進課
出産応援ギフト事業		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う事業のうち、妊娠届を提出した妊婦に出産応援ギフトを支給する。	R4～ R10以降	17,638	健康増進課
ファミリーサポートセンター事業	スマイルエイジング	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方とによる地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。	R1以前～ R9以降	307	子育て支援課
地域組織活動育成事業	スマイルエイジング	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R1以前～ R9以降	1,040	子育て支援課
地域子ども健全育成事業		小野田児童館の廃止に伴い、小野田児童館で実施していた児童の健全育成事業を事業形態を振り替えて実施する。毎月2回程度地域交流センター等を活動場所として、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう魅力的な遊びを提供する。	R5～ R9以降	1,716	子育て支援課
家庭児童相談事業		核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。	R1以前～ R9以降	70	子育て支援課
ことばの教室(幼児部)運営事業		ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。	R1以前～ R9以降	127	子育て支援課
妊婦健康診査事業	スマイルエイジング	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券を交付(14回)し、妊婦健康診査を実施。	R2以前～ R10以降	38,602	健康増進課



## ひとを創る

## (1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
産前産後サポート事業(マタニティひろば)	スマイルエイジング	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでも開催する。	R2以前～ R10以降	297	健康増進課
母子保健健康教育事業	スマイルエイジング	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための幼児食ひろばを開催する。オンラインに関しては、感染症拡大で、対面での実施が困難な時のみ実施する。	R2以前～ R10以降	253	健康増進課
発育・発達事業(療育教室)	スマイルエイジング	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につながるなどの早期の発達支援を行う。	R2以前～ R10以降	234	健康増進課
定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業	スマイルエイジング	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時で対応する。新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて来所できない場合はオンラインでの相談も含めて継続して対応する。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	健康増進課
母子家庭訪問指導事業	スマイルエイジング	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	健康増進課
子育て世代包括支援センター(母子保健型)	スマイルエイジング	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。	R2以前～ R10以降	3,138	健康増進課
産婦健康診査事業	スマイルエイジング	産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。	R2以前～ R10以降	3,512	健康増進課
産後ケア事業	スマイルエイジング	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R2以前～ R10以降	618	健康増進課
不妊治療費助成事業		次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市:一般不妊治療助成事業 県:人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業	R2以前～ R10以降	1,780	健康増進課

## ひとを創る

## (1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
母子保健推進員育成・活動支援事業	スマイルエイジング	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R2以前～ R10以降	581	健康増進課
妊婦歯科健康診査事業	スマイルエイジング	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R2以前～ R10以降	804	健康増進課
多胎妊産婦支援事業	スマイルエイジング	多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4～ R10以降	95	健康増進課
葉酸サプリメント配布事業	スマイルエイジング	葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障がい等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまでも妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。	R5～ R10以降	242	健康増進課
産科医等確保支援事業		市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み、分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	R2以前～ R10以降	3,000	健康増進課
通学路安全対策事業		本市の通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。歩道の設置されていない等の危険箇所については、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	R2以前～ R10以降	53,000	土木課
マタニティ・ブックスタート事業	スマイルエイジング	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	R2以前～ R10以降	671	中央・厚狭図書館

## ひとを創る

## (2) 学校教育の推進・小中高大の教育連携

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
GIGAスクール推進事業	デジタル化	児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置する。また、ヘルプデスクの設置やWi-Fiルーターの貸与など、家庭におけるICTの活用を支援する。	R2以前～ R10以降	42,083	学校教育課
外国語教育推進事業		ALT(外国語指導助手)を小・中学校に派遣し、教員と連携した授業を実施して英語教育の充実を図る。令和5年度からは、ALTの配置を5人から4人に減員し、従来からの課題である「話す」力を育てるために、1人1台端末を有効活用し、中学校1年生から3年生に英会話学習アプリ「TerraTalk(テラトーク)」を本格的に導入し英語教育の充実を図る。	R2以前～ R10以降	18,321	学校教育課
学校司書配置事業		読書活動充実のため、全ての小・中学校に学校司書を配置し、学校図書館における環境整備、読書機会創出などの読書活動の推進や授業補助により、学校図書館の活用促進を図る。	R2以前～ R10以降	33,280	学校教育課
生活改善・学力向上プロジェクト事業	スマイルエイジング	全ての小・中学校において、授業開始前に「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」を目的としたモジュール学習を実施。児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図る。	R2以前～ R10以降	1,100	学校教育課
子ども市民教育推進事業	スマイルエイジング	児童生徒の本市への理解を深め、愛着を図るため。市職員等による本市の特色や公共の仕組み等に関連した出前授業を実施する。	R2以前～ R10以降	50	学校教育課
キャリア教育推進事業		学校と家庭、大学、地域、産業界等が、連携・協力したキャリア教育を推進し、教育活動の一層の充実を図るため、本市出身者、または地元で活躍中(文化・スポーツ・起業家等様々な分野)の人材を招いて講演会等を開催する。	R3～ R10以降	660	学校教育課
スマイル・サイエンス事業	理科大	科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図るため、山口東京理科大学キャンパスを会場とし科学科学作品展を開催する。	R3～ R10以降	565	学校教育課

## ひとを創る

## (3) 「協創によるまちづくり」の担い手づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市民活動支援事業	スマイルエ イジング	市民活動に関する情報の提供、人材の育成、交流機会の提供等により、市民活動団体の自主的・主体的な活動を促進する。また、協創によるまちづくりを推進するための本市のファンづくりを目的とした「スマイルプランナー」の運営の強化を図る。	R2以前～ R10以降	325	市民活動推 進課
コミュニティ・スクール推進 事業	スマイルエ イジング	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、協働し、学校運営の質の向上が図れるよう、全ての小・中学校に学校運営協議会を設置する。	R2以前～ R10以降	180	学校教育課
スクールアドバイザー配置 事業	スマイルエ イジング	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R2以前～ R10以降	1,914	学校教育課
平和教育推進事業		平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年(中学生)を対象とした取組みを進めていく。特に戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞かせ、平和の尊さについて考える場としていく。	R2以前～ R10以降	95	社会教育課
社会教育推進事業(地域 交流センター分)	スマイルエ イジング	11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管されることとなり、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」を実践していくこととなった。今後は、全市的に「地域づくり」に取り組んでいくこととなるが、社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実させていくこととする。	R4～ R10以降	4,217	社会教育課
地域学校協働活動推進事 業	スマイルエ イジング	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R2以前～ R10以降	5,303	社会教育課
放課後子供教室事業	スマイルエ イジング	「放課後子ども教室」を実施している。各教室にコーディネーターを配置し、企画運営を委託している。また、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助している。	R2以前～ R10以降	2,173	社会教育課
家庭教育支援事業	スマイルエ イジング	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行う。主に、就学時健康診断時に保護者を対象として実施する「子育て講座」や「相談対応業務」を実施する。	R2以前～ R10以降	355	社会教育課
家庭教育支援事業(中学 校区分)	スマイルエ イジング	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行うため、小野田中学校区家庭教育支援チームを立ち上げた。小学校区ごとに行ってきたこれまでの活動を中学校区に広げ、子育てサロンや「親の学び」プログラムin小野田などを開催している。学校等との連携を生かして、幼稚園、保育所、小学校、中学校の保護者のつながりづくりを行い家庭教育の充実に向け取り組んでいく。	R2以前～ R10以降	60	社会教育課

## ひとを創る

## (3) 「協創によるまちづくり」の担い手づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子ども読書活動推進計画 推進事業	スマイルエ イジング	全ての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。 令和4年度に策定した「子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、科学を柱にした「ちっちゃなかがくのおはなし会」等を行う。	R2以前～ R10以降	123	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画 推進事業(臨時分)	スマイルエ イジング	「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進するための事業を行います。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」等、切れ目のない読書活動を推進する。 令和4年度に「子ども読書活動推進計画」の第四次計画を策定し、令和5年度から5年間の推進計画を推進していく。	R2以前～ R10以降	211	中央・厚狭図書館
図書資料購入事業	スマイルエ イジング	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。	R2以前～ R10以降	15,901	中央・厚狭図書館
電子書籍購入事業	デジタル化 スマイルエ イジング	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。 今後も、利用者を確保するため、電子書籍のコンテンツを更に充実する必要があり電子書籍を年次的に購入する。	R3～ R10以降	3,660	中央・厚狭図書館

## まちの価値を創る

## (1) 移住・定住・交流の促進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
シティセールス推進事業		「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R2以前～ R10以降	741	シティセールス課
シティセールスPR強化事業	デジタル化	平成30年度にキャッチフレーズをモチーフにしたロゴマークを制作するとともに、JR厚狭駅新幹線口に市のPRポスターを掲示し、JR小倉駅のデジタルサイネージを活用して市の魅力を発信した。令和5年度以降は、ロゴマークやポスターを用いたPRを継続しながら、新たにデジタルを活用したPRを実施することとし、ターゲットを本市を認知してない首都圏の方とし、本市に振り向いてもらう仕掛けとして、多くのユーザーを持つデジタル媒体でPR広告を行うことにより、本市を認知してもらうとともに、魅力を発信する。若い世代が多く、トレンドにも明るい首都圏の方を対象とするため、大多数の方が所持しているスマートフォン上で実施可能なSNSやアプリなどのデジタル媒体を活用した情報発信が広範囲に行え、最も効果的である。これまでメインターゲットとはしてこなかった首都圏をメインターゲットとすることにより、新たな交流人口の創出や移住者獲得の可能性も高まってくる。	R2以前～ R10以降	1,111	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	スマイルエイジング	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月下旬、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人により本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ること、市内全域における交流人口の増加を狙う。令和5年度以降においては、より市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。	R2以前～ R10以降	5,000	シティセールス課
シビックプライドアドバイザー活用事業		活力と笑顔あふれるまちの実現に向けて、シティセールス推進指針に基づく諸施策を戦略的かつ効果的に推進する上で、シビックプライド等に関し、専門的視点から意見や助言を得るため、シビックプライドアドバイザーを設置し、活用を図る。	R2以前～ R10以降	182	シティセールス課
ロゴマーク普及啓発事業		ロゴマーク入り缶バッジの無料配布を行うことで、市の知名度の向上やロゴマークが市民へ浸透することにより愛着の喚起を誘発し、シビックプライドの醸成を図る。また、イベント(ハロウィンイベント、レノファ山口試合会場等)を活用した缶バッジの製作体験・無料配布を行い、市内外に向けてPR促進を図る。平成30年に新設したロゴマークをPRする職員用ストラップについては、令和4年度に1,000本の在庫を確保した。新規採用職員への配布及び配布済みストラップの摩耗による取替えに備えるため、今後も在庫管理・確保を行っていく。	R2以前～ R10以降	116	シティセールス課
わがまちの魅力発信事業		レノファ山口をはじめとするプロスポーツの試合等の場を活用し、市の魅力のPRを実施することで、市の認知度の向上や交流人口の増加、サポート寄附金の確保を図る。マツダスタジアム(広島市)でのわがまち魅力発信隊への参加、維新みらいふスタジアム(山口市)でのレノファ山口ホームゲーム・サンクスデーのブース設置等を行う。県外における本市の認知度は低く、30,000人近くの集客があるマツダスタジアムでのPRは、本市を知っていただく貴重な機会であるとともに、特産品や体験型のチケット、市内レストランの食事券などを景品としたガラポン抽選会などを実施し、関係人口、交流人口の増加、サポート寄附の増加を図っている。	R2以前～ R10以降	735	シティセールス課

## まちの価値を創る

## (1) 移住・定住・交流の促進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
シティセールスガイドブック 作成事業		本市の魅力や住みよさを市内外にPRするため、令和2年1月、シティセールスガイドブック「SO smile」を作成した(4,000部、B5横型28ページ)。市役所、各支所などの公共施設への設置やホームページに掲載するとともに、山口宇部空港、東京や大阪などの県移住相談窓口、商業施設や住宅展示場、不動産会社等にも配布している。また、本市への転入時に配布したり、移住フェア等で配布するなどして、本市の魅力や住みよさをPRしている。毎年度、課名の変更や施設名称の修正等を行い、内容を最新の状態にして増刷を行っており、令和5年度も、内容を最新の状態に修正、増刷し、今まで配布してきた施設への補充、移住フェアなどでの配布を行い、本市のPRに活用していく。	R2以前～ R10以降	985	シティセールス課
UJIターン推進・支援事業		UJIターン希望者に対する相談・支援体制を整え、山陽小野田市へのUJIターンによる転入者を増やす。「山口県連携都市圏域」や「ぶちええ山口県民会議」と合同で開催する移住交流フェアに出展し、移住検討者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。令和5年度以降は、移住定住リーフレットを活用し、移住フェアへの出展を増やして、スマイルシティ・ライフ体験事業により配置した移住支援員も移住フェアに同行してもらい、移住相談対応をしてもらう。関係機関との連携強化及び多くの移住検討者との関係性構築のため、ふるさと回帰支援センターが主催する国内最大級の移住マッチングフェアに出展する。ふるさと回帰支援センターには山口県の移住相談窓口もあるため、当該窓口との連携が移住者獲得には重要となってくる。更に、シティセールスPR強化事業において、首都圏を対象に広告を実施していることもあり、本市を認知している方の呼び込みが可能となり、移住相談からお試し暮らしへとつなげていく。	R2以前～ R10以降	1,184	シティセールス課
移住定住プロモーション事業		移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、令和3年度に移住定住情報ポータルサイトを開設するとともに、移住検討者に配布するリーフレットを作成した。当該ポータルサイトを運営し、移住者インタビューの内容を追加するなど、様々な属性の移住検討者へマッチした多様な情報を発信していく。またリーフレットについても、公共施設や観光施設、山口宇部空港、東京や大阪の県移住相談窓口を設置するとともに、本市の魅力である「住みよさ」をPRし、本市での暮らしをイメージしやすくするツールとして窓口や移住フェアなどでの移住相談で活用し、移住定住を推進していく。なおリーフレットは在庫を見ながら隔年で増刷を行っていく。	R3～ R10以降	1,064	シティセールス課
スマイルシティ・ライフ体験事業		移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、丁寧に相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会(スマイルシティ・ライフ)を提供することにより、本市への移住促進を図る。ノウハウを持つ専門業者へ委託し、移住支援員を配置することによって移住に係る相談対応や情報発信、お試し暮らしの利用支援業務を実施する。委託契約期間は令和4年9月から令和7年11月30日までとし、R5年度以降は、シティセールスPR強化事業で実施するデジタル広告により本市への認知度を向上させた後に、オンラインセミナーを実施することにより、移住検討者に対し本市への移住を訴求し、移住支援員によるきめ細かな相談対応により、お試し暮らしの利用促進、移住者の増加を図っていく。また、移住支援員を最大限活用したいため、県外の移住フェアでの移住支援員による相談対応も実施することとし、移住フェア相談対応業務を別途契約する。	R4～ R10以降	10,952	シティセールス課

## まちの価値を創る

## (1) 移住・定住・交流の促進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
きらら交流館再整備事業		平成13年に宿泊研修施設として開館したきらら交流館は、既に研修を伴わない宿泊を可としており、同館の役割を見直す時期にある。また、入浴施設の給湯設備などが耐用年数を超えていることから、大規模な設備更新が必要な時期に来ている。以上のことから今後の同館のあり方について検討するため、令和2・3年度に基本計画策定及びPPP/PFI導入可能性調査業務を委託した結果、同館については公設+指定管理方式で管理することが費用面から最適であるとの結論になった。同館を改修するに当たっては、リニューアルオープン後の効率のかつ効果的な管理運営のため、令和4年度に改修後の指定管理者を候補者として選定(指定管理者先行公募型)し、設計支援業務委託契約を当該候補者と締結する。これにより改修工事の内容を設計した後に、工事に着手する予定である。スケジュールとしては、令和5年度に基本設計及び実施設計の事業者を一括でプロポーザル方式により選定し、令和7年度に改修工事に入り、令和9年度中のリニューアルオープンを予定している。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	シティセールス課
観光プロモーション事業		当該事業は、観光パンフレット及び観光マップ、WEBサイト及びSNS等の情報発信の媒体の中から、目的に応じ、より効果的な手法を選択した上で、本市を知ってもらい、観光誘客に繋げ、観光消費額の増加を図るものである。 令和5年度の取組は、次のとおりである。 ①観光パンフレット「スマイルスポット」を20,000部増刷し、公共施設、市内観光事業所、公共交通機関のほか、各種イベント等で配布し、認知度向上及び市内周遊を促す。②山陽小野田観光協会に補助金を交付し、R4年度に引き続き、同協会インスタグラムを活用した「インスタグラムハッシュタグキャンペーン」を実施し、本市を知ってもらい、来訪を促すことに加え、今後の情報発信の強化を図る。③JAFとの観光振興協定を締結し、本市の観光情報をWEBサイトに掲載し、本市を知ってもらい、来訪を促す。	R2以前～ R10以降	1,710	シティセールス課
ゴルフ場PR事業		当該事業では、本市における観光資源の1つである「ゴルフ場」にスポットを当て、本市を「ゴルフのまち」としてPRすることにより、本市の認知度向上及び誘客促進を図ることを目的とする。 令和5年度は、市内6か所のゴルフ場の特色が分かるリーフレットを作成し、市内ゴルフ場のほか、山陽小野田市観光振興プランで設定した県内、北部九州エリアのゴルフ練習場での情報発信の強化を図る。また、市外及び県外における観光PRイベントにおいても、リーフレットを活用し、積極的にゴルフ場のPRを行うこととする。 併せて、ゴルフ場施設において、観光PRポスターや観光パンフレット等の掲出を行い、市内への観光周遊を促す。	R5～ R10以降	1,000	シティセールス課
山口東京理科大学学生定住促進事業		山口東京理科大学には市内からの進学はもとより市外、県外から多くの学生が入学してくることから、本市の住民基本台帳に登録されている山口東京理科大学の学生に対して、インセンティブとして「住まいる奨励金」を支給し、本市への定住を促進させるとともに商業振興を図る。	R2以前～ R10以降	5,379	商工労働課



## まちの価値を創る

## (2) 文化・スポーツの振興

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
文化会館改修工事業		館内各所の雨漏りを解消するため、屋上防水工事を5箇年に分けて年次的に実施する。令和5年度は、エントランスフロア及び事務所付近の屋上防水工事を実施する。 また、現在文化会館の老朽化調査及び中長期整備計画を策定中であり、事業者からの提出を受けて、今後の整備計画について検討する。	R4～ R10以降	31,034	文化スポーツ推進課
(主催)アウトリーチ事業		普段コンサートホールに行くことが難しい人にも、身近な場所で誰もが参加しやすい文化芸術の鑑賞・体験機会を提供するため、地域交流センターや学校、保育所などの福祉・教育施設や民間施設等で実施する。 市民一人ひとりの文化習慣を高め、地域の文化力向上を目指し、レベルの高い企画を提供する。	R2以前～ R10以降	600	文化スポーツ推進課
(主催)子ども文化ふれあい事業		子ども達に多彩なアーティストによる優れた公演を間近に体験させることにより、豊かな感情や情緒を育み、創造的で個性的な価値観を養うため、不二輸送機ホールや幼・保育園で芸術文化鑑賞会を実施する。 令和5年度は、市内全ての小学6年生を対象に、不二輸送機ホールで「竹取物語」を実施する。また、幼・保育園については、私立保育園を対象に希望調査を行い、実施内容を協議して決定する運びである。	R2以前～ R10以降	1,917	文化スポーツ推進課
かるた振興委員会設置事業		かるた振興委員会は12名で構成されており、メンバーは、永世クイーン、元クイーン、山陽小野田かるた協会、小・中学校、高校、理科大等で構成されている。小倉百人一首かるたの普及振興及び活用に関し市民から意見を聴取することで、効果的な事業を実施するために設置している。	R2以前～ R10以降	48	文化スポーツ推進課
現代ガラス展開催事業	スマイルエイジング	本市の特色の一つである「ガラス文化」を推進するため、平成13年度から3年に一度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」の第9回展を開催する。 第9回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力をさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、第7回展にも開催した県立萩美術館・浦上記念館や、第8回展に引き続き、東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展を開催することにより、市内外へのガラス文化発信に加えて、本市の魅力を広く発信する。	R2以前～ R10以降	8,600	文化スポーツ推進課
ガラス文化推進事業	スマイルエイジング	市内外の行事等で出張ガラス体験教室を開催し、多くの方がガラス文化に興味を持つきっかけになるとともに、きららガラス未来館をPRし来館を促すことで、本市特有のガラス文化の推進を図る。また、公共施設等に展示している市所有のガラスアート作品を定期的に展示替えし、市民が身近に様々なガラス作品を鑑賞する機会を提供する。	R2以前～ R10以降	392	文化スポーツ推進課
ガラスアート作品貸出し支援事業		本市のガラス文化を市内外に発信する取組の一つとして、令和4年8月から市が所蔵しているガラスアート作品を、市内に事務所又は活動の拠点がある団体等に無料(運搬費用は有料)で貸し出している。そのため、突発的に事業者から作品を回収する必要が生じた場合の運搬費用を計上している。	R4～ R10以降	50	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	スマイルエイジング	市内公共施設や小学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及を進める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することで、競技者のさらなる増加を図り、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信する。	R2以前～ R10以降	500	文化スポーツ推進課

## まちの価値を創る

## (2) 文化・スポーツの振興

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
レノファ山口とのパートナーシップ事業	スマイルエイジング	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。選手やスタッフ等と市民が交流する場をすることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRをあわせて実施する。	R2以前～ R10以降	800	文化スポーツ推進課
パラサイクリング支援の輪拡大事業	スマイルエイジング	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自動車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また、小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。	R2以前～ R10以降	200	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	スマイルエイジング	パラサイクリングナショナルチームの合宿支援やスポーツの推進、スマイルエイジング、インクルーシブ教育などを通じ、市民とトップアスリートの交流事業や互いの情報発信を促進し、パラサイクリングによるまちづくりを推進する。	R2以前～ R10以降	1,600	文化スポーツ推進課
サッカー交流公園運営業務		令和5年4月から5年間、サッカー交流公園の管理・運営業務を民間事業者へ委託したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。	R5～ R10以降	66,624	文化スポーツ推進課
CLASS GLASS推進事業		本市では、公設ガラス工房「きららガラス未来館」の活用や全国規模の現代ガラス展を開催するなどガラスアートによるまちづくりに取り組んでいる。当該施設は、指定管理により小野田ガラス(株)が運営しており、ガラス造形作家が、自身のガラス作家活動しながら体験学習の指導等に従事している。小野田ガラス(株)と協力し、ガラスアート作品をブランド化し、販売を行うことにより、ガラスアートのまちの取組との相乗効果により、市の知名度向上、またふるさと納税の増加等を図る。	R2以前～ R10以降	5,015	商工労働課

## まちの価値を創る

## (3) 官民連携（PPP）の推進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
LABVプロジェクト推進事業		老朽化により解体が避けられない商工センターの今後のあり方について、商工会議所と建替えの検討時期にある山口銀行を官民連携による商工センター跡地利活用事業の検討パートナーとし、まちづくりの視点に立ったPPP(LABVを含む)活用による土地利活用等に取組む。平成31年度に国の補助事業を活用し調査業務を行っており、今回の事業をリーディングプロジェクトとし、中長期的に他の遊休地等に連鎖的な事業を生み出すことを目指している。令和4年度に事業主体となる山陽小野田LABVプロジェクト合同会社が設立されたことから、商工センターの解体・撤去工事とともに、令和6年4月の新施設供用開始に向けた取組を進める。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	企画課

## まちの価値を創る

## (4) 地域経済の活力増進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
企業誘致推進事業		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。	R2以前～ R10以降	1,046	商工労働課
工場設置奨励金等交付事業		厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励条例による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。	R2以前～ R10以降	92,588	商工労働課
産学官連携推進事業	理科大	山口東京理科大学は、公立化及び薬学部の設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	商工労働課
山陽小野田市産学官連携推進協議会	理科大	山口東京理科大学の公立化を契機とし、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。4者が連携することにより、大学の情報シーズと企業ニーズを把握し、マッチングを支援することで、企業の課題解決、新技術・新商品開発につなげる。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	商工労働課
空き店舗等利活用支援事業		市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者(既存事業者、新規起業家等)に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。	R2以前～ R10以降	1,500	商工労働課
創業応援金交付事業		「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、支援のための助成金を交付する。	R2以前～ R10以降	2,000	商工労働課
創業支援事業(個別相談会、支援セミナー等実施事業)		平成28年4月に策定した「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方(事業承継も含む)への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。創業された方に対しても、フォロー体制を整え、事業経営をブラッシュアップする。また、市内で創業を希望する方を対象に、おのだサンパーク内の店舗スペースを一定期間提供する「チャレンジショップ」を実施する。	R2以前～ R10以降	2,848	商工労働課
6次産業化・農工商連携応援事業		農林水産業従事者の高齢化が進む中で、担い手や労働力の確保が益々困難になると予想される中、農林水産業が発展していくためには、「売れる商品づくり」が必要であり、現代のニーズに合った商品開発や適切な販路開拓が課題となっている。しかし、農林水産業者は家族経営や小規模な企業が多く、消費者ニーズを踏まえた取組を単独で実施することは難しい。そこで、市内農林水産物を使用した、真に売れる新商品開発など、販路拡大までの総合的な支援を行うことで、成功事例を創出し、農林水産業全体の発展に寄与する。	R3～ R10以降	5,000	農林水産課
新規就農者支援事業		経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R1以前～ R9以降	3,724	農林水産課

# 3つの横断的施策

## (1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
防災気象情報システム導入・運用事業	1-(2)	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システムを導入したが、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内で頻繁に洪水被害の発生する河川にも追加で河川監視カメラ及び簡易水位計を設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な河川の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、河川の増水状況の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。	R3～ R10以降	3,500	総務課
文書管理システム更新事業		現在使用している文書管理システムの利用契約が終了する令和5年1月からの契約の更新。 行政手続の電子処理化を促進するために、電子決裁機能を追加する。	R3～ R10以降	7,577	総務課
人事給与システム構築・運用事業		令和3年度に人事給与システムをシステム更新のタイミングに合わせクラウド化し、運用開始した。 クラウド化により国の制度等への迅速な対応が可能となり、また、安定稼働に繋がっている。 令和5年度以降も引き続き、給与制度改正への迅速な対応や、人事給与システムの安定稼働のためのシステム構築や運用保守が必要である。	R2以前～ R10以降	6,270	人事課
庶務事務システム導入事業		令和4年度に、職員の休暇管理、時間外勤務手当等をデータ上で入力・処理する「庶務事務システム」を導入 当該システムの導入により、これまで紙で行ってきた業務がデータ化され、業務の迅速化やデータ活用等に繋がりと、職員の負担を大幅に軽減させることができている。また、紙による人の接触機会が減るため感染症対策にも寄与している。 令和5年度以降も、公務員制度改革に合わせたシステム改修や、安定稼働のため保守等を実施しながら運用していく必要がある。	R3～ R10以降	11,352	人事課
確定申告支援システムに係る申告書データ eTAX送信対応業務		平成29年から地方自治体で受ける確定申告について、専用回線を利用してeTAXへの引継が可能になったことから、国や県より平成30年度からの電子データでのやり取りを強く求められている。現在は紙ベースであり、職員2名体制で税務署への運搬を行っている。個人番号が記載された申告書もあることから番号漏洩について細心の注意が必要であり、運搬等の作業を軽減させるためにも電子データ化に向けてシステムを構築する。	R5～ R10以降	3,300	税務課
特別徴収税額通知電子化事業		令和3年度税制改正により、令和6年度分以後の個人住民税における特別徴収税額通知を地方税ポータルシステム(eLTAX)を経由して特別徴収義務者へ提供し、当該特別徴収義務者は納税義務者に提供することとされたことに伴い、基幹システムを改修する。令和6年1月からのシステム運用が必須となるため、令和5年度中に開発等を進めるなか、システムを使用している「やまぐち自治体クラウド」内の各自治体と協議、調整等を行う。	R5～ R5	2,590	税務課

# 3つの横断的施策

## (1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
軽自動車関係手続オンライン化対応事業		令和4年度において、軽自動車の保有関係手続きのオンライン化に伴い、賦課業務に必要な情報を市の基幹税システムに取り込むためのシステム改修及び軽自動車税種別割の納税情報を、オンライン上で確認可能とするためのシステム改修も同時に行った。 今後は、軽自動車検査協会が軽自動車税種別割の納税情報をオンライン上で確認可能であることを広く周知を図り、口座振替者や窓口での車検用納税証明書発行業務の軽減を図る。	R5～ R10以降	34	税務課
預金調査電子化事業		昨今のデジタル化の推進に市税滞納者の預金調査を紙媒体による調査依頼・回答形式から電子化する。(株)NTTデータが提供するpipitLINQを利用する。 これまでの郵送による照会に比べ、格段に速報性が上がり、効果的、効率的な滞納整理を実施する。	R5～ R10以降	660	税務課
口座振替データ伝送事業		(株)NTTデータが提供する pufure 及び AnserDATAPORT を利用して、これまでフロッピーディスクやDVDの持込により行ってきた口座振替データを伝送化する。 指定金融機関、収納代理金融機関の多くがAnserDATAPORT を利用してのデータ伝送が可能となる見込みである。	R5～ R10以降	1,413	税務課
RPA及びAI-OCR導入・活用事業		他自治体においてRPA及びAI-OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務と同業務に適用し、定型(単純)業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラーをなくすることができるほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。	R2～ R9以降	2,833	デジタル推進課
デジタル化推進事業		将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。	R3～ R9以降	10,758	デジタル推進課
公衆無線LAN整備事業		近年、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末の普及や、外国人旅行者の増加、災害時の情報伝達手段として公衆無線LAN(Wi-Fi)を利用できる環境の整備が求められている。 しかしながら、市内にはコンビニエンスストア等の民間企業により整備された無料Wi-Fiは多数存在するものの、公が管理する施設への整備は行われていない状況である。 市民及び来訪者が利用できる無料のWi-Fiを整備することは、市民等の利便性の向上に資するものであり、早急な整備を行い、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進に対応する。	R3～ R9以降	314	デジタル推進課
DX協創プラットフォーム形成事業		デジタル技術を活用した地域課題の解決及びデジタル人材育成を図るため、DXプラットフォームの形成を推進する。 具体的には、市民、山口東京理科大学関係者及び学生、市職員が同じテーブルでデジタルを活用した地域課題について話しあい、その解決に向けたアイデアを出しあっていく。地域課題解決に資する有望なアイデアについては、市のデジタル化への取組の一環として、予算化・事業化に繋げていく。	R4～ R9以降	5,060	デジタル推進課

# 3つの横断的施策

## (1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
デジタルデバйд対策事業		スマートシティの推進及び自治体デジタル化の推進を図っていくに当たっては、少なからずICTに関する知識が必要となる。デジタル化を図っていく過程において、国においても「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることが至上命題とされているところであり、本市でも市民の方が公平にデジタル化による利便性の向上や、新たなサービスの提供を速やかに享受できるよう取り組んでいく必要がある。 地域交流センター等において、スマートフォンやインターネットの使い方、各種デジタルサービスの利用方法等に係る講習会等を行う。	R4～ R9以降	1,900	デジタル推進課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業		令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されることから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用を広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R9以降	38,814	デジタル推進課
シティセールスPR強化事業	3-1)	平成30年度にキャッチフレーズをモチーフにしたロゴマークを制作するとともに、JR厚狭駅新幹線口に市のPRポスターを掲示し、JR小倉駅のデジタルサイネージを活用して市の魅力を発信した。令和5年度以降は、ロゴマークやポスターを用いたPRを継続しながら、新たにデジタルを活用したPRを実施することとし、ターゲットを本市を認知していない首都圏の方とし、本市に振り向いてもらう仕掛けとして、多くのユーザーを持つデジタル媒体でPR広告を行うことにより、本市を認知してもらうとともに、魅力を発信する。若い世代が多く、トレンドにも明るい首都圏の方を対象とするため、大多数の方が所持しているスマートフォン上で実施可能なSNSやアプリなどのデジタル媒体を活用した情報発信が広範囲に行え、最も効果的である。これまでメインターゲットとはしてこなかった首都圏をメインターゲットとすることにより、新たな交流人口の創出や移住者獲得の可能性も高まっていく。	R2以前～ R10以降	1,111	シティセールス課
空家等放置問題対策としてのサポート事業(臨時)		苦情のあった空家等への対応記録について、件数が増加していること及び対応が複数年に渡ること等の理由により、これまでのエクセルファイルによる管理では事務が煩雑となり、また現地調査結果や所有者等情報についても写真、登記簿等のデータが膨大な量となっており、適切に管理することが困難な状況であるため、空き家対策管理支援システムを導入し、苦情等に即座に対応できるよう空家等の情報を適切に管理し、事務の効率化を図るとともに増加する現地調査を迅速に実施するため、現場調査支援ツールについても導入する。また、空家等の利活用を推進するため、空き家バンク制度を実施しているが、対象物件及び問合せ状況等についても同システムで管理することにより、事務負担の軽減を図る。	R2以前～ R10以降	8,777	生活安全課
キャッシュレス決済事業		令和4年度に導入したキャッシュレス決済対応のPOSレジシステムを利用することにより、クレジットカードや電子マネー等による現金以外での支払方法が可能となり、市民の利便性向上及び職員の手数料収納業務の効率化並びに、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進を図ることが出来る。また、現金の取り扱いが減少することで、接触機会の減少が可能となり、新型コロナウイルス等の感染症拡大の予防となる。	R5～ R9以降	336	市民課

# 3つの横断的施策

## (1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続や、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続を随時行う。	R2以前～ R10以降	3,953	市民課
マイナンバーカード申請支 援事業		職員が、市民のマイナンバーカード申請手続を支援することで、カードの取得推進を図るとともに、企業・団体への出張や市出先機関での申請受付、イベント出張等の申請サポートを継続して行っていく。	R2以前～ R10以降	728	市民課
証明書コンビニ交付事業		マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアや一部のスーパーマーケット等に設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明書等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から実施している。	R2以前～ R10以降	10,009	市民課
証明書等自動交付事業		窓口での混雑緩和や対面による手続を低減させる方法のひとつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付の利用促進の取扱いを本市では、令和2年2月25日から開始している。今後、カードの取得を促すためにもその利便性を市民に周知するための取組みとしてコンビニ交付は市民サービスの向上にも寄与するものであることから、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民が操作に慣れるための環境を整備し、最寄りのコンビニ等を利用した証明書の発行へとつなげていく。	R3～ R10以降	318	市民課
コンビニ交付利用促進事 業		コンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料を窓口より低く設定し、より多くの市民にその利便性を実感していただくことにより、コンビニ交付の利用を促進し、窓口の混雑緩和、対面での手続の低減、マイナンバーカードの普及促進を図っていく。	R4～	ゼロ予算	市民課
申請書作成支援事業		市民課では、令和2年度以降、通常の異動・証明発行等の手続のほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多いことから、マイナンバーカードや運転免許証等を利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができる申請書作成支援システムを導入した。 本システムの導入は、マイナンバーカードの普及に伴い、このシステムを利用できる市民の方が増加し、市民負担の軽減や庁舎滞在時間の短縮により市民サービスの向上が見込まれる。	R3～ R10以降	436	市民課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合に、市の窓口にて記載事項の書き換えを行う必要がある。 令和3年度に南支所にも統合端末等を設置し、これら手続の一部を運用している。	R3～ R10以降	1,018	南支所
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		マイナンバーカードを保有した方の住所の異動や、マイナンバーカードの申請、交付、電子証明書の更新等の手続の一部を植生支所でも行うことにより市民の利便性の向上を図る。	R3～ R9以降	1,126	植生支所



# 3つの横断的施策

## (1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
高泊地区デマンド型交通 運営事業		市民の交通利便性の確保を図るため、高泊地区を対象に、デマンド型交通(予約型乗合タクシー)を運行する。当デマンド型交通は、同時に発生する複数の予約に対応し、迅速かつ円滑に送迎できるよう、事業者においてAIによる配車システムを運用する。	R4～ R10以降	6,100	商工労働課
下水道管理デジタル化推 進事業		下水道事業の効率的な運営のため、紙媒体で管理している既存の情報や金融機関との取引をデジタル化し、職員の事務負担の軽減やミスの防止を図る。	R5～ R10以降	2,710	下水道課
入札参加資格登録共同化 事務		各市町の入札に参加したい事業者は、各市町の窓口で入札参加資格審査申請を行い、登録された後に入札へ参加することとなっている。本手続きは、入札参加したい市町へ事業者がそれぞれ申請を行う必要があり、複数の自治体で同様の手続きを行う必要があることや、各市町でバラバラに更新期間が設定されていること、書類の作成や郵送のコスト等、事業者の負担となっている。 こうしたことから、事業者の負担軽減を図り、デジタル化を推進するため、山口県央連携都市圏域7市町(山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市、津和野町)のうち、津和野町を除く6市でシステムの共同利用を行い、電子申請の導入や更新時期の統一など、利便性向上に向けた検討・実施を行う。	R5～ R10以降	ゼロ予算	監理室
財務会計システム電子決 裁化事務		既存の財務会計システムを電子決裁化することにより、決裁区分によっては長い時間を要していた決裁をスムーズに行うことが可能となり、支払の遅延もなくなることが期待できる。 また、これを実施するとペーパーレスとなり、以前から課題であった文書保管の省スペース化にも繋がる。	R7～ R10以降	ゼロ予算	出納室
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続や、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続が必要となる。 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定している。 市民窓口課では、職員が市民のマイナンバーカード申請手続きを支援することで、カードの取得推進を図る。	R2以前～ R10以降	1,587	市民窓口課
セミセルフレジ設置事業		新型コロナウイルス感染症対策として、セミセルフレジを設置することで手数料、市公金等の納付時に来庁者との接触を減少させるとともに、滞在時間を短くする。また、現在二人で入金確認を行っているが、導入後は基本一人対応とし業務効率化を図る。 導入後は、市の方針に沿ってキャッシュレスサービスにも対応できるようにする。	R5～ R10以降	5,111	市民窓口課
GIGAスクール推進事業	2-(2)	児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置する。また、ヘルプデスクの設置やWi-Fiフィルターの貸与など、家庭におけるICTの活用を支援する。	R2以前～ R10以降	42,083	学校教育課
学校図書システム更新事 業		小学校や中学校の学校図書館と山陽小野田市公立図書館の図書システムの統合を進めることで、学校にない図書を他校や公立の図書館から借りることを可能とするなど、学校図書館機能を充実・拡大させ、児童生徒の豊かな読書環境づくりを図る。	R4～ R10以降	5,250	学校教育課

# 3つの横断的施策

## (1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
埴生幼稚園栄養管理ソフト 導入事業		埴生幼稚園に栄養管理ソフトを活用し、食物アレルギーの管理、園児の状況に応じた献立の工夫など、安心・安全な給食の提供や食育の充実を図る。	R4～ R9以降	40	学校教育課
小学校社会科副読本デジ タル化事業		小学校3・4年生の社会科学習において活用している。地域を教材化した副読本「はっけん！山陽小野田」を、令和5年度は新学習指導要領を踏まえて改訂するとともに、1人1台端末で活用できるようにデジタル教科書化する。	R5～ R10以降	9,215	学校教育課
電子書籍購入事業	2-(3)	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。 今後も、利用者を確保するため、電子書籍のコンテンツを更に充実する必要があり電子書籍を年次的に購入する。	R3～ R10以降	3,660	中央・厚狭図書館
タブレット端末導入事業		国はデジタル社会の早期実現を目指して、行政のデジタル化を喫緊の課題として取り組んでいる。県内では既に8市が議案等のペーパーレス化を行っており、本市も議案審査等にタブレット端末及びペーパーレス議会システムを導入して、時代に合った議会運営を行う。	R5～ R10以降	7,809	議会事務局

# 3つの横断的施策

## (2) 山口東京理科大学との連携

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口東京理科大学連携事業		市と山口東京理科大学は、地域の発展を目的として、平成28年4月に新たに連携協定を締結している。平成30年4月には薬学部が開設されており、今後も様々な連携・協力が予想されることである。連携の推進に当たっては、企画課が窓口となって市と大学双方の連携要望をとりまとめ、円滑な実施に努めている。今後も、連携の対象とする事業や連携の仕組みについてより良い取組となるよう進めることとし、大学の研究機関・教育機関としての役割を踏まえつつ、地域の活性化につながる連携事業を実施する。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	企画課
デジタル化推進事業		将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。	R3～ R9以降	10,758	デジタル推進課
DX協創プラットフォーム形成事業		デジタル技術を活用した地域課題の解決及びデジタル人材育成を図るため、DXプラットフォームの形成を推進する。具体的には、市民、山口東京理科大学関係者及び学生、市職員が同じテーブルでデジタルを活用した地域課題について話しあい、その解決に向けたアイデアを出しあっていく。地域課題解決に資する有望なアイデアについては、市のデジタル化への取組の一環として、予算化・事業化に繋げていく。	R4～ R9以降	5,060	デジタル推進課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業		令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されることから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用を広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R9以降	38,814	デジタル推進課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催		山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康ご長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R2以前～ R10以降	500	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業		スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4～ R10以降	363	健康増進課

# 3つの横断的施策

## (2) 山口東京理科大学との連携

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
企業誘致展示会参加事業		小野田・楠企業団地の分譲を促進するため、首都圏等で開催される展示会にブース出展し、企業進出の増進を図る。また、ブースにおいて市の概要、小野田・楠企業団地の紹介のほか、山口東京理科大学や市内企業のコーナーを設置するなど産学官連携の取組も実施する。	R2以前～ R7	166	商工労働課
産学官連携推進事業	3-(4)	山口東京理科大学は、公立化及び薬学部の設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	商工労働課
山陽小野田市産学官連携推進協議会	3-(4)	山口東京理科大学の公立化を契機とし、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。4者が連携することにより、大学の情報シーズと企業ニーズを把握し、マッチングを支援することで、企業の課題解決、新技術・新商品開発につなげる。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	商工労働課
スマイル・サイエンス事業	2-(2)	科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図るため、山口東京理科大学キャンパスを会場とし科学科学作品展を開催する。	R3～ R10以降	565	学校教育課

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業	知守 食事 運動 交流		令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されることから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用に広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R9以降	38,814	デジタル推進課
デジタルバйд対策事業	知守		スマートシティの推進及び自治体デジタル化の推進を図っていくに当たっては、少なからずICTに関する知識が必要となる。デジタル化を図っていく過程において、国においても「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることが至上命題とされているところであり、本市でも市民の方が公平にデジタル化による利便性の向上や、新たなサービスの提供を速やかに享受できるよう取り組んでいく必要がある。 地域交流センター等において、スマートフォンやインターネットの使い方、各種デジタルサービスの利用方法等に係る講習会等を行う。	R4～ R9以降	1,900	デジタル推進課
ホームページを活用したまちの魅力発信事業	知守 食事 運動 交流		ホームページによる情報発信は、リアルタイムで発信できること、多くの詳細な情報を発信できること等の利点がある。利用しやすい、役に立つホームページとなるよう、その機能を最大限に活用し、迅速な情報提供や情報更新を行うことで発信情報の充実を図る。併せて、まちの魅力を積極的・継続的に発信し、シティセールスを推進するとともに、SNSと連携するなどして、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やす。また、ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、バージョンアップ等に対応する。	R2以前～ R10以降	364	シティセールス課
広報紙発行事業	知守 食事 運動 交流		市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。市政情報を適切かつ効率的に提供するとともに、一方的なお知らせにならないよう、市民の「知りたい」に応える広報、正しく伝わる広報を目指す。併せて、市の魅力を発信するなど、本市に対する誇りや愛着の喚起・誘発に取り組み、シティセールスを推進する。	R2以前～ R10以降	14,527	シティセールス課
広報紙発行事業(臨時分)	知守 食事 運動 交流		市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。近年、製紙代、インク代などの印刷コストが高騰しており、平成25年度からページ単価が増加している。今後もコストの高騰が予想されるが、広報紙はまちの「今」を市民に届ける貴重な伝達ツールで、市民と行政の協働によるまちづくり基盤の構築という重要な役割がある。分かりやすく読みやすい広報紙となるよう、ページ内容を精査した上で、臨時的経費として広報印刷製本費を計上する。なお、広報紙は現在月2回発行しているが、令和5年5月から月1回に変更することについて調整中である。(1回に変更する理由:以前は、市政と市民を結ぶ広報媒体としては広報紙が中心であったが、現在はHPやSNSなど即時性の高い広報媒体が増えたことにより広報紙の役割の比率は変わりつつあり、より効率的な広報活動を行っていくため。)	R2以前～ R10以降	2,919	シティセールス課

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
市政情報発信事業	知守 食事 運動 交流		市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関(新聞)を通じた情報発信を行う。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っている。よって、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行っている。 また、市役所・山陽総合事務所・市民病院・スマイルキッズの4か所にモニターを設置し、モニター広告として市政情報を映像と音声で放映している。	R2以前～ R10以降	327	シティセールス課
市政情報発信事業(コミュニティFM)	知守 食事 運動 交流		市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、コミュニティFMスマイルウェブを活用し、主にイベント、募集などをパーソナリティーが読み上げるシティインフォメーション(1回10分週7回)を放送する。また、市職員とパーソナリティーがスタジオに入り、トーク形式で伝えるオリジナル番組(1回55分週1回)を放送する。	R2以前～ R10以降	4,643	シティセールス課
LINE等のSNSを活用したまちの魅力発信事業	知守 食事 運動 交流		本市の公式SNSとして、Facebook(H26年6月～)、YouTube(H31年4月～)、Twitter(令和3年1月～)、Instagram(令和4年8月～)による情報発信を行っている。SNSの特性である拡散性、即時性、視覚的な効果を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的、効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知ってもらい「本市のファン」を増やす。 また、スマートフォンが普及し、日常生活におけるICTの利用割合が増大する中、利便性の高い情報発信ツールの1つとしてLINEアプリを令和4年度に導入した。今後LINEを活用し、更なる行政サービスの質の向上、情報発信の充実を進める。なお、令和4年度に行うLINEのシステム開発及び運用はデジタル推進課が行い、令和5年度以降のシステムの管理運営はシティセールス課が担当する。	R2以前～ R10以降	1,848	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	交流	3-(1)	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月下旬、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市内全域における交流人口の増加を狙う。令和5年度以降においては、より市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。	R2以前～ R10以降	5,000	シティセールス課
観光ボランティアガイド活動支援事業	交流		山陽小野田観光協会において、観光ガイド団体が実施する事業に対し、助成金を交付し、活動を支援する。 ガイド派遣事業では、他市町とのガイド料の均衡を図るため、ツアーを受け入れた場合のガイド料の一部を補助する。 ガイド育成事業では、研修会の開催に要する事業費の一部を補助することで、観光客等へのホスピタリティ向上を図る。	R2以前～ R10以降	100	シティセールス課
おもてなしサポーター育成事業	交流		市内観光関係事業所及び個人を対象に研修会を実施し、本市の観光資源の知識、観光案内のノウハウを教授し、観光客へのホスピタリティの向上を図る。 また、新たにおもてなしサポーターになった事業所には、「ミニ観光案内所」ののぼり旗と観光パンフレット等を配布し、事業所を訪れた方に観光案内を行ったり、観光情報を発信してもらい、観光客へのホスピタリティの向上を図る。	R2以前～ R10以降	100	シティセールス課

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
地域運営組織推進事業	交流	1ー(1)	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織(RMO)の形成を推進する。 令和5年度は、地域運営組織の形成に向けた取組を行う地区に対して人的支援・財政的支援を行う。 (アドバイザー派遣事業) 地域づくりを専門としたアドバイザーを招聘し、地域運営組織の形成に向けた取組を強化する。 (地域運営組織形成支援補助金) 地域運営組織の形成に向けた検討を始める地区に対して、1地区あたり10万円の補助金を交付する。	R3～ R10以降	4,189	市民活動推進課
社会教育士育成事業	交流	1ー(1)	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R5年度取得予定人数:1人 (R4年度取得人数:2人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4～ R5	335	市民活動推進課
ふるさとづくり推進事業	交流		市ふるさとづくり協議会、校区ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。 有帆ふるさとづくり協議会に対してふるさと創生事業により整備したほたる飼育施設の維持管理及び飼育に必要な経費の一部を助成することで、その活動を支援する。	R2以前～ R10以降	3,116	市民活動推進課
地域振興諸行事支援事業	交流		各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象:全10事業	R2以前～ R10以降	2,260	市民活動推進課
自治会組織活性化事業	交流		地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。また、単位自治会へは月2回広報紙等の文書配布を行う。また地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	R2以前～ R10以降	65,761	市民活動推進課
自治会組織活性化事業 (臨時)	交流		自治会便は、広報紙の配付だけでなく、県広報、議会だより、社協だより、自治連だよりなどの関係機関の発行する広報紙の配付や、市役所から自治会、市民へのお知らせを配付する手段として重要な役割を持っている。 現在共済会館で配付準備を行っているが、配布物用のケースが老朽化しており、自治会への配布に支障をきたしていることから、新たに配付用ケースを購入し、運用を改善するもの。 また、全地域交流センター内に単位自治会のレターボックスを設置し、地区内における各自治会への連絡体制の維持を図る。	R5～ R5	1,085	市民活動推進課
女性団体連絡協議会等支援事業	交流		女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。	R2以前～ R10以降	176	市民活動推進課

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
多文化共生推進事業	交流		本市における外国人(主にオールドカマー)の人口は、約800人で年々増加傾向にあるため、多文化共生の観点から学習支援や国際交流などの事業の必要性が高まっている。 本市在住の外国人との交流等を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくための環境整備が必要である。 R3年度からは山陽地区で新たに日本語教室を開設したが、R4年度以降は文化庁の補助が終了するため、運営方法が課題となっている。 その他、日本人や外国人が気軽に集える場の提供や情報発信の実施について検討する。 ※R5年度ゼロ予算	R4～ R10以降	ゼロ予算	市民活動推進課
石丸総合館管理運営事業	知守 運動 交流		地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。人権問題に取り組む体制を整備する。	R2以前～ R10以降	3,363	市民活動推進課
市民活動支援事業	交流	2-(3)	市民活動に関する情報の提供、人材の育成、交流機会の提供等により、市民活動団体の自主的・主体的な活動を促進する。 また、協創によるまちづくりを推進するための本市のファンづくりを目的とした「スマイルプランナー」の運営の強化を図る。	R2以前～ R10以降	325	市民活動推進課
パラサイクリング支援の輪 拡大事業	運動 交流	3-(2)	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自動車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また、小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。	R2以前～ R10以降	200	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR 事業	交流	3-(2)	パラサイクリングナショナルチームの合宿支援やスポーツの推進、スマイルエイジング、インクルーシブ教育などを通じ、市民とトップアスリートの交流事業や互いの情報発信を促進し、パラサイクリングによるまちづくりを推進する。	R2以前～ R10以降	1,600	文化スポーツ推進課
体育施設管理事業	運動 交流		体育施設を適切に維持管理し、スポーツ振興、スポーツ交流を活性化する。体育施設の管理運営については、多様化する市民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、民間の活力を導入し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者による管理を実施する。また、施設の老朽化に係る修繕事業の実施や体育施設備品の購入を行う。	R2以前～ R10以降	48,149	文化スポーツ推進課
市民ふれあいスポーツ大会 運営事業	運動 交流		スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ベタンク、アジャタの5競技を基本種目として、市民ふれあいスポーツ大会を継続開催する。	R2以前～ R10以降	380	文化スポーツ推進課
市民マラソン大会運営事業	運動 交流		スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、毎年1月に市民マラソン大会を継続開催する。	R2以前～ R10以降	420	文化スポーツ推進課
スポーツ教室開催事業	運動 交流		競技団体やスポーツ推進委員などと連携してスポーツ教室を開催し、スポーツ活動をする機会を充実させる。 【実施種目、開催数、定員】 ・硬式テニス、前期・後期各10回、20名程度 ・バドミントン、前期・後期各10回、20名程度 ・小学生水泳教室、7月～8月に全10回程度、300名程度	R2以前～ R10以降	1,490	文化スポーツ推進課



# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
現代ガラス展開催事業	交流	3-(2)	本市の特色の一つである「ガラス文化」を推進するため、平成13年度から3年に一度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」の第9回展を開催する。 第9回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力をさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、第7回展にも開催した県立萩美術館・浦上記念館や、第8回展に引き続き、東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展を開催することにより、市内外へのガラス文化発信に加えて、本市の魅力を広く発信する。	R2以前～R10以降	8,600	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	交流	3-(2)	市内公共施設や小学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及を進める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することで、競技者のさらなる増加を図り、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信する。	R2以前～R10以降	500	文化スポーツ推進課
レノファ山口とのパートナーシップ事業	交流	3-(2)	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRをあわせて実施する。	R2以前～R10以降	800	文化スポーツ推進課
(主催)ピアノマラソン大会	交流		ピアノマラソン大会は、公募した演奏者が、スタインウェイピアノで一人一曲ずつを連続して演奏し、トータルの演奏時間を記録する催しである。不二輸送機ホールが開館した翌年度(平成7年度)から実施している事業で、近隣で同様の事業を実施している自治体はなく、当館の特徴的的事业である。	R2以前～R10以降	825	文化スポーツ推進課
(主催)少年少女合唱祭	交流		第21回国民文化祭・やまぐち2006「少年少女合唱祭」で得られた成果を引き継ぎ、児童合唱グループの交流及び活性化を目的として、県内の少年少女合唱団による発表会を開催する。	R2以前～R10以降	321	文化スポーツ推進課
市民文化祭	交流		市民の自発的な芸術文化活動を活性化させるため、日頃の成果発表の機会として市文化協会と共同で継続開催する。(9部門で実施/市民音楽祭、日本舞踊祭、邦楽、華道、展覧会、茶会、洋舞演劇、俳句、短歌)	R2以前～R10以降	348	文化スポーツ推進課
ガラス文化推進事業	交流	3-(2)	市内外の行事等で出張ガラス体験教室を開催し、多くの人がガラス文化に興味を持つきっかけになるとともに、きららガラス未来館をPRし来館を促すことで、本市特有のガラス文化の推進を図る。また、公共施設等に展示している市所有のガラスアート作品を定期的に展示替えし、市民が身近に様々なガラス作品を鑑賞する機会を提供する。	R2以前～R10以降	392	文化スポーツ推進課
競技スポーツ推進事業	運動		スポーツ協会に加盟しているスポーツ団体などの活動を支援し、大会を開催するなどスポーツを振興し、スポーツ人口の増加を図る。また、体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、全国大会出場者等に旅費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、懸垂幕等を掲出することで達成感や向上心を醸成し、競技力の向上を図る。	R2以前～R10以降	5,300	文化スポーツ推進課
生涯スポーツ推進事業	運動		市民が年齢・体力などに応じてスポーツに気軽に親しめるよう、ニュースポーツの普及活動、総合型地域スポーツクラブの育成や新規設立支援などを行うなど、地域のスポーツの拠点を整備し、生涯スポーツを振興する。	R2以前～R10以降	382	文化スポーツ推進課
スポーツ団体・指導者育成・支援事業	運動		児童がスポーツをする上で重要な役割を持つスポーツ少年団などの指導者や地域のスポーツ活動を支えるスポーツ推進委員など、スポーツを支える「人財」を育成し、スポーツを推進する基盤をつくる。	R2以前～R10以降	1,424	文化スポーツ推進課

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
学校・民間体育施設開放・活用事業	運動		地域住民の多様なニーズに幅広く対応するため、学校施設を含む施設の開放を促進し、スポーツを「する」環境を整える。	R2以前～R10以降	ゼロ予算	文化スポーツ推進課
きららガラス未来館管理運営事業	交流		本市の特色の一つである「ガラス文化」の推進において必要不可欠な施設であり、ガラス体験学習の場として市内外から多くの人に来館していただけるよう、適切な施設の管理運営を図る。 なお、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした施設の効率的運営を行っている。	R2以前～R10以降	33,183	文化スポーツ推進課
文化協会の育成・支援、補助事業	交流		文化協会への支援及び補助を行うことで、市民の幅広い芸術文化活動への参加や質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図る。	R2以前～R10以降	1,100	文化スポーツ推進課
出前講座運営事務	知守		市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民(団体)からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。	R2以前～R10以降	12	生活安全課
介護予防把握事業	知守		訪問や関係機関との連携、あたまの健康チェックの実施などを通して、閉じこもりやMCIの疑い等何かの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動へつなげる。	R2以前～R10以降	117	高齢福祉課
認知症に関する普及啓発事業	知守		今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に関する普及啓発のためのイベントや認知症サポーター養成講座等の実施に力を入れていくとともに、認知症を自分の問題として捉え、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。	R2以前～R10以降	185	高齢福祉課
介護予防普及啓発事業	知守		第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。	R2以前～R10以降	1,023	高齢福祉課
介護支援ボランティア活動事業	交流		第一号被保険者(65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R2以前～R10以降	2,828	高齢福祉課
介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業	交流		第二号被保険者(40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R2以前～R10以降	303	高齢福祉課
高齢者団体の活性化(老人クラブ等)	交流		単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。	R2以前～R10以降	1,431	高齢福祉課
生きがいと健康づくり推進事業	交流		市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいもち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。	R2以前～R10以降	1,800	高齢福祉課

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
生活支援サービスの体制整備事業	交流		単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に「第二層協議体」を小学校区(埴生・津布田は1か所)毎に設置する。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。	R2以前～ R10以降	9,425	高齢福祉課
高齢者緊急時見守り事業 (地域支援事業:任意事業)	交流		高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。	R2以前～ R10以降	6,054	高齢福祉課
地域介護予防活動支援事業	知守 運動 交流		生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。併せて介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。また、介護予防の知識を身に付け、市が実施する介護予防事業等のサポートができる介護予防応援隊の養成と養成後のレベルアップ研修を開催する。	R2以前～ R10以降	1,006	高齢福祉課
認知症地域支援推進事業	交流		認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の容態に応じた効果的な支援が行われる体制整備や地域づくりの役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、関係機関のネットワークの構築や認知症の人やその家族の支援、チームオレンジの設置、認知症カフェの設置の取組などを行う。また、認知症ケアバスの作成及び運用を行う。	R2以前～ R10以降	1,014	高齢福祉課
障がい者地域生活支援事業 (地域づくり)	交流		支援の種類:①意思疎通支援事業②手話奉仕員等養成研修事業③障がい者スポーツ大会開催事業④自発的活動支援事業 障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができる共生社会を目指すため事業を実施する。	R2以前～ R10以降	6,289	障害福祉課
被保護者健康管理支援事業	知守		生活保護利用者の健康管理を支援し、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進と適正受診指導による医療扶助費の適正化を進める。なお、本事業は令和3年1月から必須事業となっており、本市においても、これまでの情報分析を踏まえて令和3年10月より事業開始。	R2以前～ R10以降	1,534	社会福祉課
民生委員・児童委員活動支援事業	交流		民生委員・児童委員が、地域の方々のよき相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。	R2以前～ R10以降	16,285	社会福祉課
公立保育所運営事業	知守 食事 運動 交流		公立保育所で保育を実施する。 (R4から 日の出保育園・厚陽保育園・ねたろう保育園)	R1以前～ R9以降	387,419	子育て支援課
地域子育て支援センター事業	食事 交流	2-(1)	市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R1以前～ R9以降	25,194	子育て支援課
地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業	食事 交流	2-(1)	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	805	子育て支援課

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
児童遊園施設整備事業	運動		子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	R1以前～R9以降	517	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	交流	2-1(1)	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R1以前～R9以降	20	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	交流	2-1(1)	子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談助言、情報交換や交流を行い、妊娠前から寄り添った継続的な支援を各事業と連携して行うことで、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	R1以前～R9以降	7,096	子育て支援課
ベビースマイル事業	交流	2-1(1)	子育て総合支援センタースマイルキッズで、子育て中の市民と一緒に子育て世代の親子が参加できるイベントの企画運営を行うとともに、子育て世代のサークル活動やイベント企画実施等を支援することにより、子育て世代の交流の促進、趣味・特技がいかせる場を提供する。	R1以前～R9以降	300	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	交流	2-1(1)	子育てでの援助を受けたい方と援助ができる方による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。	R1以前～R9以降	307	子育て支援課
地域組織活動育成事業	交流	2-1(1)	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R1以前～R9以降	1,040	子育て支援課
児童館管理運営事業	交流		市内6校区(本山・赤崎・須恵・高泊・高千帆・有帆)に児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施する。	R1以前～R9以降	43,033	子育て支援課
児童館管理運営事業(臨時分)	交流		小野田児童館廃止に伴い設備の撤去を行う。	R5	165	子育て支援課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	知守 食事 運動 交流		高齢者は、健康な状態と要介護状態の間に位置し身体的機能や認知機能の低下が見られる状態、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあるため、高齢者の保健事業と介護予防の実施に当たっては、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うことが必要である。 こうした状況を踏まえ、市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等に関する規程を盛り込んだ法律が令和2年4月1日から施行された。 また、この事業は、令和6年度までに、すべての市区町村において実施することとなっている。 具体的には、KDBシステムを活用して課題を抽出し、通いの場等で、運動、口腔、栄養、社会参加などその地域に合った内容で、フレイル予防などの健康教育や健康相談等の事業を実施する。	R3～R10以降	3,451	保険年金課
国民健康保険保健事業	知守 運動		国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための保健事業を行う。  国民健康保険医療費通知事業・国民健康保険ジェネリック医薬品推進事業・国民健康保険がん検診事業・こくほシェイプアップ事業・国民健康保険はり・きゅう施術費補助事業・国保データベース(KDB)システム運用経費負担事業・医療費適正化啓発パンフレット作成事業	R2以前～R10以降	16,788	保険年金課

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
国民健康保険特定健診事業	知守		被保険者を対象とした健康診査を実施し、結果に応じて保健指導に導くことで、疾病の早期発見と生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。 なお、特定健診受診者の自己負担金については、令和元年度から特別交付金(県繰入金分)により措置されるため無料とし、特定保健指導に係る利用負担金(積極的支援1,000円、動機付け支援500円)については、利用促進のため令和2年度から無料とした。 また、特定健診の未受診については、「AIを活用した行動分析等による受診勧奨」を、市と民間事業者及び国保連との委託契約により実施し、令和4年度から定期的な通院をしていることを理由に受診していない者を対象にみなし健診を実施。	R2以前～R10以降	56,098	保険年金課
特定保健指導事業	知守		40歳以上の被保険者を対象に実施している特定健康診査の受診者の内、質問票の内容及び検査結果を基に階層化により選定した特定保健指導対象者に対して、利用勧奨を委託することで利用率の向上を目指す。また、積極的支援及び動機付け支援の保健指導も委託することで被保険者の生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。	R5～R10以降	5,377	保険年金課
国民健康保険健康づくり補助事業	知守		国民健康保険被保険者の健康の維持増進を図るため、市補助金交付規則別表の公共的団体助成金として校区ふるさとづくり推進協議会が実施する国民健康保険健康づくり事業の経費の一部について補助金を交付する。(1団体当たりの補助金額の上限は、27,000円)	R2以前～R10以降	297	保険年金課
国民健康保険脳ドック事業	知守		脳疾患の早期発見、特に脳血管疾患の防止のため、30歳以上の国保被保険者が実施医療機関で脳ドックを受診する費用のうち、およそ85%を助成し、受診者の自己負担額を4,000円とすることで受診を促進し医療費の適正化を図る。定員は180名とし、その年度分の申込みを一斉受付し抽選により受診者を決定する。	R2以前～R10以降	4,276	保険年金課
国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業	知守		糖尿病性腎症は他の疾患と比較し特異に医療費が嵩む疾患であり、その予防は医療費適正化を推進する上で喫緊の課題である。国、県が策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、本市の糖尿病性腎症の高リスク被保険者(対象者)を抽出し、重症化予防のための保健指導を行う。また、特定健診の結果から受診が必要な対象者に、適切な治療を継続されるよう勧奨を行う。	R2以前～R10以降	1,994	保険年金課
国民健康保険歯周病検診事業	食事		歯周病は、痛みがなく静かに進行し、歯の喪失をもたらす主要な原因疾患であり、また糖尿病などの生活習慣病と関連していると言われている。歯周病の予防は、歯・口腔だけでなく全身の健康の面からも重要であるため、歯周病の検診を行う。対象者は、30歳以上の国保被保険者とし、検診に係る自己負担額を無料とすることで、受診を促進し医療費の適正化を図る。	R2以前～R10以降	1,650	保険年金課
伴走型相談支援事業	知守	2-(1)	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう経済的支援と一体化し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実する。	R4～R10以降	2,974	健康増進課
健康増進計画推進事業(健康フェスタ)	知守 食事 運動 交流		令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。 市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、かたつむりで行こう会(健康増進計画推進委員会)、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。	R2以前～R10以降	100	健康増進課

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
健康増進計画推進事業 (健康増進計画推進委員会支援事業)	知守 食事 運動 交流		令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。	R2以前～ R10以降	112	健康増進課
スマイルエイジング健康講座シリーズ(随時健康教育)	知守 食事 運動 交流		市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために庁内の出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。	R2以前～ R10以降	81	健康増進課
スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ	知守 食事 運動 交流		市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく)	R2以前～ R10以降	16	健康増進課
スマイルエイジング推進事業	知守 食事 運動 交流		①本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 ②スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやSNS、チラシ等で積極的に普及啓発を行う。	R2以前～ R10以降	105	健康増進課
スマイルエイジング強化月間事業	知守 食事 運動 交流		スマイルエイジングを推進していくにあたり、11月を「スマイルエイジング強化月間」として、様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。また、すべての市民が自分や家族の健康に関心を持つことで、健康管理に気をつけるようになり、健康寿命の延伸につなぐ。	R2以前～ R10以降	300	健康増進課
健康推進員の養成・育成・支援	知守 食事 運動 交流		平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう	R2以前～ R10以降	250	健康増進課
健康マイレージ事業	知守 食事 運動 交流		本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市も一緒に行う。参加者はチャレンジシートを入手し、健康づくりを実践し、ポイントを貯める。もしくは健幸アプリ登録を行い、検診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引サービス)や抽選で景品があたるという仕組み。現在のコロナ禍の中でスマイルエイジングをすすめていくために、この仕組みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進していく。	R2以前～ R10以降	136	健康増進課
葉酸サプリメント配布事業	知守 食事	2-1)	葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障がい等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまで妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。	R5～ R10以降	242	健康増進課

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
幼児健康診査事業	知守		母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。	R2以前～R10以降	2,129	健康増進課
産前産後サポート事業(マタニティひろば)	知守 交流	2-(1)	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでも開催する。	R2以前～R10以降	297	健康増進課
妊婦健康診査事業	知守	2-(1)	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊婦届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券を交付(14回)し、妊婦健康診査を実施。	R2以前～R10以降	38,602	健康増進課
母子保健健康教育事業	知守	2-(1)	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための幼児食ひろばを開催する。オンラインに関しては、感染症拡大で、対面での実施が困難な時のみ実施する。	R2以前～R10以降	253	健康増進課
発育・発達事業(療育教室)	知守	2-(1)	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	R2以前～R10以降	234	健康増進課
定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業	知守	2-(1)	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時で対応する。新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて来所できない場合はオンラインでの相談も含めて継続して対応する。	R2以前～R10以降	ゼロ予算	健康増進課
母子家庭訪問指導事業	知守	2-(1)	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	R2以前～R10以降	ゼロ予算	健康増進課
子育て世代包括支援センター(母子保健型)	知守	2-(1)	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。	R2以前～R10以降	3,138	健康増進課
産婦健康診査事業	知守	2-(1)	産後うつ等の予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。	R2以前～R10以降	3,512	健康増進課
産後ケア事業	知守	2-(1)	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R2以前～R10以降	618	健康増進課
多胎妊産婦支援事業	知守	2-(1)	多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4～R10以降	95	健康増進課

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
乳児健康診査事業	知守		出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。	R2以前～R10以降	6,437	健康増進課
発育・発達事業	知守		母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施	R2以前～R10以降	201	健康増進課
妊娠の届出と母子健康手帳の交付	知守		母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。	R2以前～R10以降	70	健康増進課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催	知守		山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康ご長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R2以前～R10以降	500	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業	知守		スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4～R10以降	363	健康増進課
自殺対策事業	知守		自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(H29.7)、県の自殺総合対策計画(第3次)をふまえ、市の自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っていく。また、特にコロナ禍の今だからこそ、こころの支援体制を強化する。	R2以前～R10以降	80	健康増進課
ひきこもり支援事業	知守		ひきこもり状態にある者(半年以上、学校や会社に行かず、家族以外との接点ももてない状態で、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者)やその家族が、地域の中で相談できる体制を整備する。	R2以前～R10以降	2,125	健康増進課
地域・職域連携推進事業	知守		本市が重点的に取り組むべきと考える「高血圧」「糖尿病」等の生活習慣病に至らないようにするためには、若い頃からの健康づくりへの取組が必要となる。それには職域との連携が不可欠で、地域保健と職域保健の連携により、一緒に効果的な取組を実施することが必要である。市内事業所の就労者が健康づくりに取り組めるような健康情報の提供を行い、事業所は就労者の健康を守る取組を実施し、職域の健康課題を市の健康づくりへの取組に反映できるような仕組みづくりを行う。	R2以前～R10以降	ゼロ予算	健康増進課
健康手帳の活用	知守		自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境のない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。	R2以前～R10以降	3	健康増進課
成人保健健康教育	知守		市が主催で行う健康教育を実施する。	R2以前～R10以降	317	健康増進課
成人健康相談事業	知守		心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。 相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。	R2以前～R10以降	207	健康増進課



# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
成人訪問指導事業	知守		がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で非肥満者及びクレアチニン検査値・低アルブミン値で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。	R2以前～R10以降	65	健康増進課
生保等の健康診査	知守		健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う	R2以前～R10以降	282	健康増進課
成人健康診査事業(がん検診)	知守		健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)を実施する。 特にH31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防対策を推進するために受診率の向上を目指す。	R2以前～R10以降	72,624	健康増進課
結核検診	知守		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。	R2以前～R10以降	1,520	健康増進課
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	知守		①個別の受診勧奨・再勧奨(胃がんにターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話)	R2以前～R10以降	1,666	健康増進課
女性のがん検診普及啓発事業	知守		女性の「がん(子宮・乳)検診普及啓発をがん征圧月間、ピンクリボン月間に合わせて9、10月に行い、正しい知識を広め、早期受診を勧める①ショッピングモール等での啓発キャンペーン②38歳女性を対象にお試し乳がん検診実施③女性限定託児付の集団検診実施	R2以前～R10以降	847	健康増進課
若者健康診査	知守		健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題は、青壮年期世代からの健康づくりに取り組むことが大切なものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供する。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。	R2以前～R10以降	517	健康増進課
定期予防接種事業	知守		予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類:ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス B類:高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌	R2以前～R10以降	215,451	健康増進課
風しん対策事業	知守		国においては、昨今の風しんの流行状況に鑑み、抗体保有率の低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とした抗体検査及びその検査結果が陰性の人への予防接種を全国的に緊急に行う、感染拡大防止対策を講じることとした。風しんは妊娠中の女性が感染すると、子どもに「先天性風しん症候群」を生じる恐れがあることから、安心して子育てができる環境づくりの一端として実施する。	R2以前～R6	5,558	健康増進課
成人用肺炎球菌予防接種勧奨事業	知守		成人用肺炎球菌予防接種は、平成26年10月より定期予防接種とされ、当初は5年間の時限措置であったが、令和5年度まで延長されることとなった。スマイルエイジング(知守)を進めていくうえで、予防接種は重要な要素であり、本市の死因第3位である肺炎の罹患率を低下させるためにも勧奨等を強化する。 ※令和6年度以降は、65歳の方のみの勧奨となる。	R2以前～R6	213	健康増進課

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
新型コロナウイルスワクチン接種確保事業	知守		新型コロナウイルス感染症の発症による重症化を予防し、感染のまん延防止等を図るため新型コロナウイルスワクチン接種を行う。国の接種期間等に従い、希望する市民が接種出来るように医療機関等と協力をして体制整備に努める。	R2以前～R5	331,840	健康増進課
子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種事業	知守		令和3年11月26日に施行された「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正により子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が令和4年4月から再開された。これまでの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方について、公平な接種機会を確保する観点から時限的にキャッチアップ接種を行う。また、本事業の対象者の内、既に任意接種でワクチンを接種した方に対して、その費用を助成する。	R4～R6	24,382	健康増進課
AED管理事業	知守		平成21年度に市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため、AEDを市内主要公共施設に設置した。令和3年度からAED設置個所を72箇所に増やし充実を図った。	R2以前～R10以降	2,001	健康増進課
#7119(救急安心センター事業)	知守		住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがよいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。	R2以前～R10以降	1,073	健康増進課
小児一次救急医療体制確保事業	知守		昨今、市内の小児科医師不足、高齢化により小児科の一次救急体制を維持できなくなってきた。 そのため、令和4年10月から宇部市と小児科の一次救急を広域的に実施することで、安心安全な医療体制を提供することができるようになった。	R4～R10以降	3,289	健康増進課
休日救急医療対策事業	知守		山陽小野田医師会の中で当番を決めて、休日の9時から17時までの一次救急医療を担ってもらっている。近年、外科系内科系医師の高齢化等に伴い、当番制の維持が困難になってきている。そのため、休日救急医療については、広域化を含めいずれ宇部市と協議が必要になるとと思われる。	R2以前～R10以降	5,896	健康増進課
小児救急圏域医療体制確保事業	知守		宇部・小野田保健医療圏の安定的な小児救急医療体制の確保に向け、小児軽症患者の適正な受診行動の推進や救急医療従事者の負担軽減を図ることなど、将来にわたり持続可能な小児救急医療体制を確立することを目的に調査・研究等を行う小児救急地域医療学講座(山口大学実施)に対し、負担金を支出する。	R5～R6	3,000	健康増進課
二次救急医療体制支援事業	知守		宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	R2以前～R10以降	8,741	健康増進課
二次救急医療体制支援事業(サポート病院分)	知守		宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関においては、輪番制で救急患者を受け入れているが、輪番病院が受けられない場合に患者を受け入れるサポート病院についても費用が発生しているため、前年度実績に応じて補助金を支出する。	R2以前～R10以降	1,313	健康増進課
地域医療連携情報ネットワーク運営負担事業	知守		全国的に医師不足であり、診療体制の縮小が余儀なくされる中、地域の限られた医療資源を効果的・効率的に活用するためには、「医療機関完結型」ではなく「地域医療連携による地域完結型医療」の推進が重要となっている。そのため、医療圏に点在する患者情報を集約、共有し、医療資源の最適化を図るとともに、地域における質の高い一貫した地域医療体制の整備を図る。(通称:さんさんネット)	R2以前～R10以降	310	健康増進課
広域災害救急医療情報システム事業	知守		広域災害時や救急時に必要な医療機関の情報を提供するとともに、適切な医療機関の選定や関係機関と連携し医療法に基づく県内医療機関の医療機能情報の公表を行う	R2以前～R10以降	10	健康増進課

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
食育推進計画の推進	食事 交流		平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。 市民のさまざまな食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を生かした食育事業を展開する。また、主体的な活動ができるよう支援し、食に関するネットワークの強化を行う。	R2以前～ R10以降	233	健康増進課
食生活改善推進員の養成・育成・支援	食事 交流		昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。 また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。	R2以前～ R10以降	794	健康増進課
妊婦歯科健康診査事業	食事	2- (1)	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R2以前～ R10以降	804	健康増進課
食育推進会議	食事		平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、平成31年度から推進。 第2次食育推進計画の進捗状況の確認および評価を行う。	R2以前～ R10以降	130	健康増進課
スマイルエイジングウォーキング推進事業	運動		スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも歩くことに特化して以下の事業を行い、市民の健康寿命の延伸を図る。庁内の関係課で構成するワーキンググループを設置し、各事業についての意見交換を行うとともに連携して事業を実施する。 ①ウォーキングに関するホームページの充実(動機づけの強化及び情報発信) ②ウォーキング講座 ③ウォーキングマップの配付 ④ウォーキングマイスターの養成・育成	R2以前～ R10以降	317	健康増進課
母子保健推進員育成・活動支援事業	交流	2- (1)	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R2以前～ R10以降	581	健康増進課
商業振興諸行事支援事業	交流		商業振興のために商店街等が実施するイベントに対する補助を行う。	R2以前～ R10以降	3,570	商工労働課
テニスコート改修事業	運動 交流		都市公園内にあるテニスコート3箇所(江汐公園、浜河内緑地、須恵健康公園)について、不陸、ラインの破損が発生しているため計画的に改修を行う。	R2以前～ R10以降	28,350	都市計画課
遊戯施設改修事業	運動 交流		都市公園内にある遊戯施設について、長寿命化を図るための改修及び要望等のある遊戯施設の新規設置を行う。	R2以前～ R10以降	3,120	都市計画課
学校給食実施事業	食事		学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理、配送、回収業務を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、栄養教諭・学校栄養職員による巡回指導や調理実習室を利用した料理教室など食育事業を実施する。	R2以前～ R10以降	139,685	学校給食センター
生活改善・学力向上プロジェクト事業	知守	2- (2)	全ての小・中学校において、授業開始前に「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」を目的としたモジュール学習を実施。児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図る。	R2以前～ R10以降	1,100	学校教育課

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
子ども市民教育推進事業	知守	2- (2)	児童生徒の本市への理解を深め、愛着を図るため。市職員等による本市の特色や公共の仕組み等に関連した出前授業を実施する。	R2以前～ R10以降	50	学校教育課
いじめ・不登校に対する支援事業	知守		臨床心理士や学校教員OBなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、2箇所のふれあい相談室と学校に出かけて、いじめの解消や不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援を行う。	R2以前～ R10以降	19,894	学校教育課
児童生徒及び教職員健康診断事業	知守		学校保健安全法に基づき、児童生徒と教職員の健康診断を実施する。	R2以前～ R10以降	13,573	学校教育課
心ときめき教室開催事業	知守		児童生徒の創造性、主体性、社会性を育てるため、豊富な知識や経験、技術を有する保護者や身近な地域の人々に教育活動協力者となっていたき、教科書を使用した授業とは異なる多彩で活発な授業を実施する。	R1以前～ R9以降	523	学校教育課
埴生幼稚園栄養管理ソフト導入事業	食事		埴生幼稚園に栄養管理ソフトを活用し、食物アレルギーの管理、園児の状況に応じた献立の工夫など、安心・安全な給食の提供や食育の充実を図る。	R4～ R9以降	40	学校教育課
小・中学校体育振興事業	運動		学校体育の振興を図るため、小・中学校の体育連盟を通じて、小学校の陸上競技大会、中学校の県体予選等を開催する。また、両体育連盟に補助金を交付して運営を支援する。	R2以前～ R10以降	1,302	学校教育課
コミュニティ・スクール推進事業	交流	2- (3)	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、協働し、学校運営の質の向上が図れるよう、全ての小・中学校に学校運営協議会を設置する。	R2以前～ R10以降	180	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業	交流	2- (3)	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R2以前～ R10以降	1,914	学校教育課
社会教育推進事業(地域交流センター分)	知守 食事 運動 交流	2- (3)	11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管されることとなり、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」を実践していくこととなった。今後は、全市的に「地域づくり」に取り組んでいくこととなるが、社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実させていくこととする。	R4～ R10以降	4,217	社会教育課
家庭教育支援事業	知守 交流	2- (3)	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行う。主に、就学時健康診断時に保護者を対象として実施する「子育て講座」や「相談対応業務」を実施する。	R2以前～ R10以降	355	社会教育課
家庭教育支援事業(中学校区分)	知守 交流	2- (3)	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行うため、小野田中学校区家庭教育支援チームを立ち上げた。小学校区ごとに行ってきたこれまでの活動を中学校区に広げ、子育てサロンや「親の学び」プログラムin小野田などを開催している。学校等との連携を生かして、幼稚園、保育所、小学校、中学校の保護者のつながりづくりを行い家庭教育の充実に向け取り組んでいく。	R2以前～ R10以降	60	社会教育課
社会教育主事資格取得事業	交流	1- (1)	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進のため、人材確保に努める。	R2以前～ R10以降	335	社会教育課

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
地域学校協働活動推進事業	交流	2-(3)	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R2以前～R10以降	5,303	社会教育課
放課後子供教室事業	交流	2-(3)	「放課後子ども教室」を実施している。各教室にコーディネーターを配置し、企画運営を委託している。また、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助している。	R2以前～R10以降	2,173	社会教育課
社会教育関係団体等の育成・支援事業	交流		社会教育関係団体の事業費等を補助し、各団体の自主的な事業活動を支援している。また、市条例に基づき少年団等への助成を行っている。	R2以前～R10以降	1,547	社会教育課
図書購入事業	知守		多くの子どもたちが読書に魅力を感じるために、多様な興味に応えられる図書の充実を図れるよう、市民からの寄付金を活用して、令和5年度から令和6年度の2年間をかけて、いろいろな種類の図書を整備し、意欲的な学習活動や読書活動を推進する。	R5～R6	1,250	学校教育課
電子書籍購入事業	知守	2-(3)	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。今後も、利用者を確保するため、電子書籍のコンテンツを更に充実する必要があり電子書籍を年次的に購入する。	R3～R10以降	3,660	中央・厚狭図書館
マタニティ・ブックスタート事業	知守	2-(1)	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	R2以前～R10以降	671	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業	知守	2-(3)	全ての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。令和4年度に策定した「子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、科学を柱にした「ちっちゃなかがくのおはなし会」等を行う。	R2以前～R10以降	123	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業(臨時分)	知守	2-(3)	「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進するための事業を行います。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」等、切れ目のない読書活動を推進する。令和4年度に「子ども読書活動推進計画」の第四次計画を策定し、令和5年度から5年間の推進計画を推進していく。	R2以前～R10以降	211	中央・厚狭図書館
図書資料購入事業	知守	2-(3)	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。	R2以前～R10以降	15,901	中央・厚狭図書館
読書会等読書普及事業	知守		読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。	R2以前～R10以降	561	中央・厚狭図書館
中央図書館管理事業	知守		市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実を図る。また、学校図書等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、厚狭図書館、分館との相互貸借、各地域交流センターや山口東京理科大学等へ図書の配本や回収を行う。	R2以前～R10以降	22,839	中央・厚狭図書館

# 3つの横断的施策

## (3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和5年度事業費 (単位:千円)	担当課
厚狭図書館管理事業	知守		市民の生涯学習や地域社会の教育力向上に資するため、資料情報の収集・提供を行い、地域の情報拠点としての機能の充実を図る。 また、学校司書や保育園等と連携して行う本の読み聞かせ、閲覧、貸出や、中央図書館との相互貸借、各地域交流センターや児童クラブ、福祉施設等へ図書の配本や回収を行う。	R2以前～ R10以降	1,020	中央・厚狭図書館